

輸出免税

EXW 又は EX GODOWN の場合の輸出免税

ケースA 商社経由輸出: 売買当事者でない商社の場合

契約関係（取引関係）：国際物品売買契約（売買代金の受払：通常、国際当事者間）
 貿易条件（引渡条件）：EXW 又は EX GODOWN
 輸出免税の適用：可能。
 可能要件：輸出許可通知書の入手、消費税輸出免税不適用連絡一覧表の交付

海外輸入者Aから注文を受けた国内メーカーBが、Aの指定した国内のCに商品を引き渡し、そのCがCの名義で輸出通関をした場合、C名義の「輸出許可通知書」（7年間保存する必要がある）を入手し、さらに参考書類としてAB間のEXW 又は EX GODOWNでの「輸出取引契約書」を用意することによって、消費税法第7条第1項1号（「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け」）の輸出免税の適用を受けることが可能。かかる「輸出許可通知書」（さらに参考書類として「輸出取引契約書」）が輸出免税の「証明」（消費税法第7条第2項の証明）となる。なお、この場合、Cに対して、「消費税輸出免税不適用連絡一覧表」の交付をしておくことが必要。Aの指定したCの立場は、Bとの関係において、輸出事務代行委託を受けた受託者の立場。

参考資料

国税庁HPより：<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/11/01.htm>
 輸出取引に係る輸出免税の適用者

【照会要旨】

輸出免税制度の適用者は、その適用要件として輸出したことを証する所定の書類を保存することとされていますが（法7②、規則5）、友好商社が介在する取引等の場合には、名義貸しに係る取引が多く、当該友好商社等を輸出申告者として掲名するものの、輸出申告書の原本は実際に輸出取引を行った者（実際の輸出者）が保管しています。

このように、輸出申告書に輸出者として掲名された者が形式的な輸出者であり、実際の輸出者がある場合には、消費税法上、輸出免税の適用者は実際の輸出者であるとして取り扱うことはできないでしょうか。

【回答要旨】

実際の輸出者及び名義貸しに係る友好商社等は、次の措置を講ずることを条件に、**輸出申告書の名義にかかわらず**、実際の輸出者が輸出免税制度の適用を受けることができるものとします。

1 実際の輸出者が講ずる措置

実際の輸出者は、輸出申告書等の原本を保存するとともに、名義貸しに係る事業者に対して輸出免税制度の適用がない旨を連絡するための消費税輸出免税不適用連絡一覧表（[別紙様式参照](#)）などの書類を交付します。

なお、実際の輸出者は、名義貸しに係る事業者に対して、名義貸しに係る輸出取引にあっては、当該事業者の経理処理の如何にかかわらず、税法上、**売上げ及び仕入れとして認識されないものであること**を指導することとします。

(注) 名義貸しに係る手数料は、実際の輸出者に対する課税資産の譲渡等に係る対価であり、これについて輸出免税の対象とすることはできないことに留意してください。

2 名義貸しに係る事業者が講ずる措置

名義貸しに係る友好商社等の事業者は、**確定申告書の提出時に**、所轄税務署に対して、**実際の輸出者から交付を受けた 1 に掲げる書類の写しを提出**します。ただし、当該確定申告書等の提出に係る課税期間において全く輸出免税制度の適用を受けていない場合には、この限りではありません。

【関係法令通達】

消費税法第 7 条第 2 項、消費税法施行規則第 5 条

消費税輸出免税不適用連絡一覧表

(別紙様式)

消費税輸出免税不適用連絡一覧表

(宛 先) _____ 日付: _____

下記の輸出取引については当社が消費税法第 7 条（輸出免税等）の適用を受けることとなるので、貴社にはその適用がないことを連絡します。

輸出免税適用者名
(取引責任者名 _____ 印)

記

No.	海外客先	取引年月日	輸出金額	Invoice No.
1				
2				
3				
4				
5				
6				
⋮				

税関HPより：<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/11/img/ichiran.gif>

ケースB 商社経由の輸出:売買当事者である商社の場合

契約関係（取引関係）：国内物品売買契約（売買代金の受払：通常、国内当事者間）

貿易条件（引渡条件）：EXW 又は EX GODOWN

輸出免税の適用：不可。

理由：商社は国内売買の買主当事者として、国内売主より仕入れた物品を海外へ輸出することとなり、商社への国内売主は消費税法基本通達 7-1-1 の（4）に該当しないため。この場合、商社が輸出免税の適用となる。

メーカー等から仕入れた商品を国内輸出商社が輸出する場合、輸出免税は、国内輸出商社が適用され、メーカー等には適用されない。

ケースC 直接貿易:EXW又はEX GODOWNで海外の輸入者と取引する場合

契約関係（取引関係）：国際物品売買契約（売買代金の受払：通常、国際当事者間） 貿易条件（引渡条件）：EXW 又は EX GODOWN 輸出免税の適用：不可。
--

国内企業のBは、非居住者である輸入者Aが立てる関税法第95条の税関事務管理人から、輸出免税の「証明」（消費税法第7条第2項の証明）として、A名義の「輸出許可通知書」（7年間保存する必要がある）を入手し、さらに参考書類としてAB間のEXW 又は EX GODOWNでの「輸出取引契約書」を用意する（必要あれば、Aが立てる税関事務管理人に対して、「消費税輸出免税不適用連絡一覧表」の交付をしておく）ことによって、消費税法第7条第1項1号（「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け」）の輸出免税の適用を受けることが可能かという案件において、そもそも国税庁の見解は、ケースAにみるように「輸出をする実質的な主体者」が輸出免税等の適用を受けるとするものであることから、今回の主体者は非居住者なので、かかる適用はない。したがって、消費税を輸入者Aより預かる必要がある。

なお、ケースAの場合との違いのポイントは、「輸出をする実質的な主体者」が誰であるかという点である。すなわち、ケースAの場合、「輸出をする実質的な主体者」は国内メーカーBであるので、免税の適用となるが、ケースCの場合は、非居住者であるので、免税適用とはならない。

消費税法（輸出免税等）

第七条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、次に掲げるものに該当するものについては、消費税を免除する。

- 一 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
—以下略—

消費税法基本通達（輸出免税の適用範囲）

7-1-1 資産の譲渡等のうち法第7条第1項《輸出免税等の範囲》の規定により消費税が免除されるのは、次の要件を満たしているものに限られるのであるから留意する。

- (1) その資産の譲渡等は、**課税事業者**によって行われるものであること。
- (2) その資産の譲渡等は、**国内**において行われるものであること。
- (3) その資産の譲渡等は、法第31条第1項及び第2項《非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の適用がある場合を除き、**課税資産の譲渡等**に該当するものであること。
- (4) その資産の譲渡等は、**法第7条第1項各号に掲げるものに該当するものであること**。
- (5) その資産の譲渡等は、法第7条第1項各号に掲げるものであることにつき、**証明**がなされたものであること

消費税法基本通達（輸出免税等の具体的範囲）

7-2-1 法第7条第1項及び令第17条各項《輸出免税等の範囲》の規定により輸出免税とされるものの範囲は、おおむね次のようになるのであるから留意する。（平15課消1-13、平18課消1-1、平22課消1-9により改正）

- (1) 本邦からの**輸出**（原則として**関税法第2条第1項第2号《定義》**に規定する輸出をいう。）として行われる資産の譲渡又は貸付け
—以下略—

関税法（定義）

第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

- 一 「**輸入**」とは、外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。）又は輸出の許可を受けた貨物を、本邦に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に）引き取ることをいう。
- 二 「**輸出**」とは、内国貨物を外国に向けて送り出すことをいう。
- 三 「**外国貨物**」とは、輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。）で、輸入が許可される前のものをいう。
- 四 「**内国貨物**」とは、本邦にある貨物で外国貨物でないもの及び本邦の船舶により公海で採捕された水産物をいう。

消費税法施行規則

第五条（輸出取引等の証明） [法第七条第二項](#) に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、[同条第一項](#) に規定する課税資産の譲渡等のうち [同項](#) 各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを行った事業者が、当該課税資産の譲渡等につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める **書類又は帳簿を整理**し、当該課税資産の譲渡等を行った日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には一月とする。第三項において同じ。）を経過した日から **七年間**、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この項において「事務所等」という。）の所在地に **保存**することにより証明がされたものとする。

一 [法第七条第一項第一号](#) に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け（船舶及び航空機の貸付けを除く。）である場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該資産の輸出に係る税関長から交付を受ける **輸出の許可**（[関税法](#)（昭和二十九年法律第六十一号）[第六十七条](#)（輸出又は輸入の許可）に規定する輸出の許可をいう。）若しくは **積込みの承認**（[同法第二十三条第二項](#)（船用品又は機用品の積込み等）の規定により [同項](#) に規定する船舶又は航空機（本邦の船舶又は航空機を除く。）に当該資産を積み込むことについての [同項](#) の承認をいう。） **があつたことを証する書類**又は **当該資産の輸出の事実を当該税関長が証明した書類で、次に掲げる事項が記載されたもの**

- イ 当該資産を輸出した事業者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所等の所在地（以下この条において「住所等」という。）
- ロ 当該資産の輸出の年月日
- ハ 当該資産の品名並びに品名ごとの数量及び価額
- ニ 当該資産の仕向地

二 [法第七条第一項第一号](#) に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けで郵便物（[関税法第七十六条第一項](#)（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物に限る。以下この号において同じ。）として当該資産を輸出した場合 当該輸出した事業者が前号ロ及びハに掲げる事項並びに当該郵便物の受取人の氏名若しくは名称及び住所等を記載した帳簿又は当該郵便物の受取人から交付を受けた物品受領書その他の書類で同号イ及びハに掲げる事項並びに当該郵便物の受取人の氏名若しくは名称及び住所等並びに当該郵便物の受取りの年月日が記載されているもの

税関事務管理人届出書

税関様式C第7500号
Customs Form C No.7500

税関事務管理人届出書
(消費税等納税管理人届出書兼用)
Report on the Attorney for the Customs Procedures
(Use as Report on the Attorney for Payment of Consumption Tax)

令和 年 月 日
Date: _____

税関長殿
To Director of Customs: _____
届出者
Reporter: _____

海外輸出入者

住所又は居所
Address or Location: _____
電話番号
Telephone Number: _____
氏名又は名称
Name or Trade Name: _____ (印) (seal)
代表者氏名(法人の場合)
Representative(If corporation): _____
(署名)
(Signature): _____

下記のとおり、税関事務管理人(兼消費税等納税管理人(保税地域からの引取りに係る消費税等に関する事項の処理を行う場合に限る。))を定めたので、
関税法第95条第2項
国税通則法第117条第2項
の規定により、届出します。

I hereby report on the attorney for the Customs procedures (as the attorney for payment of Consumption Tax (This case is only limited to perform regarding to Consumption Tax and others of a cargo, received from Hozei area.) under the provisions of par,2 of Article 95 of the Customs Law and par,2 of Article 117 of the General Law of National Tax.

税関事務 管理人	住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地 Address or Location, (If corporation) Head or Main Office	(フリガナ) _____ (〒 - -) (電話番号 Telephone Number: - -)
	氏名又は名称及び代表者氏名 Name or Trade Name and Name of Representative (署名 Signature)	(フリガナ) _____ (印) (seal)
The Attorney for the Customs Procedures	届出者との続柄(関係) Relation to the Reporter	
	職業又は事業内容 Occupation or Type of Business	
	輸出入者符号 Importer/Exporter's code	
	税関事務管理人を定めた理由 Reason for assigning the Attorney for the Customs Procedures	
	参考事項 Reference	

※税関記入欄 For Customs Use Only	※受理番号 Serial No. of Receipt	※受理年月日 Date of Receipt
.....		
.....		
.....		

- (注) 1. 届出者欄及び税関事務管理人欄には、住所又は居所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の所在地及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択。)。
2. 輸出入者符号欄には、法人番号、税関発給コード又は日本輸出入者標準コードを記載してください。
3. この届出書は2通提出してください。
4. ※欄は、記載しないでください。
- Note: 1. Seal or signature is acceptable with filling in name and address or location in the column of Reporter or the Attorney for the Customs Procedures.
2. Please fill in Corporate Number, Customs-issued code or JASTPRO code in the column of Importer/Exporter's code.
3. This Report shall be submitted in duplicate.
4. The Reporter shall leave out the column marked ※.

(規格A4)

非居住者申請入力例

非居住者申請入力例

1.申請者情報入力		【入力例】	(※は必須入力)
氏名		ネイキープライコット	※ カタカナ等全角で入力
電話番号		562XXXXXXX	※ 担当者の電話番号を入力
電子メールアドレス		nakiezoikot@customstrading.xx.xx	
申請区分選択(「本人・自社申請」or「代理申請」)		代理申請	※ 「代理申請」を選択する。
掲載確認(「掲載する」or「掲載しない」)		-	-
申請代理人	代理申請種別 ・通関業者 ・税関事務管理人 ・フォワード ・個人 ・その他	税関事務管理人	※ 「税関事務管理人」を選択する。
	氏名	引取大介	※
	会社名(個人の場合「個人」と入力)	税関海運株式会社	※
	住所	兵庫県神戸市中央区新港町12-1	※ 税関事務管理人の情報を入力する。
	電話番号	078XXXXXXX	※
	電子メールアドレス	before@permit.xx.xx	

2.輸出入者(社)情報入力			
法人・個人選択		法人	※
会社形態(「法人」の場合のみ)		株式会社	(※)
法人名(登記商号)又は個人名(事業者名(屋号等))		カスタムズトレーディングカンパニー	※ カタカナ又は全角英字で入力
法人名又は個人名(事業所名(屋号等))(英字)		CUSTOMS TRADING CO.,LTD.	※
住所1	郵便番号	90XXX	※
	都道府県	-	
	市区町村(行政区名)	-	
	町域名・番地	-	
	ビル名ほか	-	
	都道府県(英字)	USA	※ 国名を記載(国名コード不可)
	市区町村(行政区名)(英字)	CALIFORNIA, LONG BEACH	※ 州名及び都市名を記載
	町域名・番地(英字)	1-1, MARINE ST.	※ ストリート名及び番地を記載
	ビル名ほか(英字)	SAM BLD	ビル名ほかを記載
(代表)電話番号	562XXXXXXX	※ 電話番号を記載	
設立年月日(生年月日)		19780520	※
ホームページアドレス		http://www.customstrading.xx.xx	
資本金		100000000	
住所2	郵便番号	89XXX	住所1と違う住所をNACCSで使用する場合は、その住所を住所2に入力する。
	都道府県	-	
	市区町村(行政区名)	-	
	町域名・番地	-	
	ビル名ほか	-	
	都道府県(英字)	USA	
	市区町村(行政区名)(英字)	NEVADA, LAS VEGAS	
	町域名・番地(英字)	2-2, MOUNTAIN ST.	
ビル名ほか(英字)	TOM BLD		
電話番号		258XXXXXXX	

3.存在確認方法			
対査確認(存在確認)方法 ・JASTPRO番号 ・EDINETコード ・税関事務管理人届出済 ・登記事項証明書 ・住民票の写し ・その他(登記事項証明書等に代わる書類)		税関事務管理人届出済	※
JASTPRO番号		-	
EDINETコード		-	

税関HPより：<https://www.zeikancode.go.jp/pub/mg01xf01/hikyojusha.html> (現在、このサイトは見当たりません 2020.06.11)

複写、転写、改変、使用、利用しないで下さい。

参考

①税関事務管理人サービスを行っている企業の例：近鉄エクスプレス販売

「税関事務管理人サービス」：<https://www.kwesales.co.jp/service/tax.html>

②VMI (Vender Managed Inventory)：例えば、日本で販売を目論んでいる外国の企業（非居住者）が、商品を前もって「保税蔵置場」に持ち込んでおいて、取引先の注文に応じて、蔵出輸入して納品するという方法です。この場合、非居住者である外国の企業は「税関事務管理人」制度を利用して輸入することになります。なお、商品が食品等に該当する場合は「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い要領」における、「1 用語の定義」の（9）※により、税関事務管理人による輸入はできません。

※「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い要領」

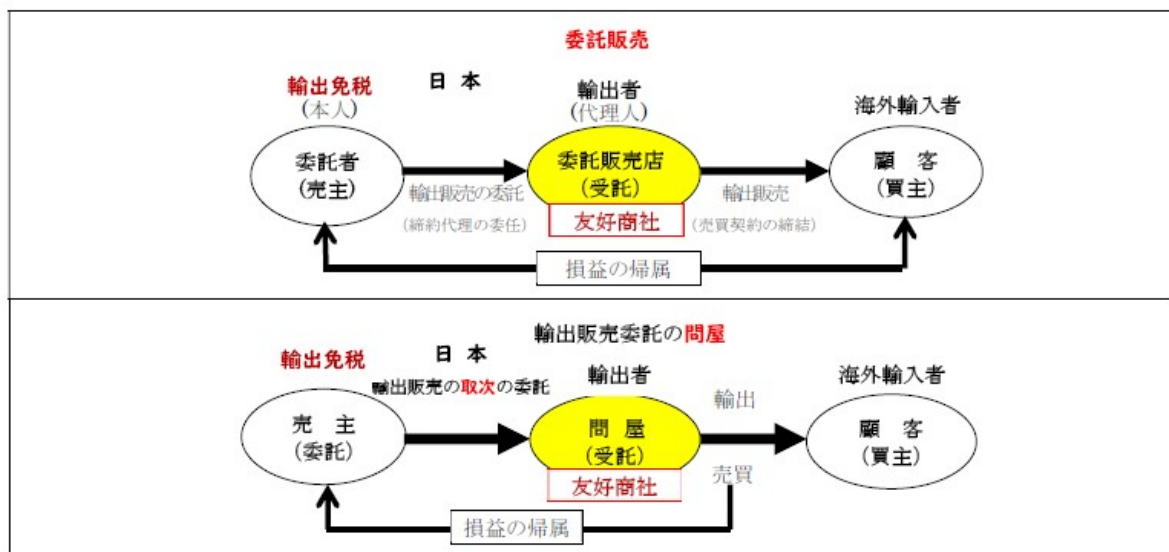
<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kobetsu/TU-S57k1055.pdf>

1 用語の定義 (9) 輸入者：食品等を輸入しようとする者をいう。ただし、法に規定する「輸入しようとする者」には、法第 54 条に基づく廃棄命令等の実効性を確保する必要があることから、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 95 条に規定する「税関事務管理人」は含まれない。

長光正明 2020.06.07

売主が直接輸出通関しないで、輸出通関名義を他の事業者 に託しながら輸出免税を受けるビジネスモデル
 ----例えば、売主からネットでの輸出販売を委託された場合----

このビジネスモデルには二つの方法が考えられます。「委託販売」と「問屋営業（販売の取次）」です。いずれも、輸出名義人は委託販売店又は問屋となります。輸出免税を受けるのは、通常、輸出名義人である委託販売店又は問屋ですが、「友好商社」の扱いにより、委託者を実際の輸出者であるとして、輸出免税が受けられます。なお、委託者から受託者に支払われる手数料には、消費税が課せられることに留意ください。



法律効果において、問屋はいったん自己に帰属した後に直ちに本人に移転することになるため、この点において、法律効果が直ちに本人に帰属する代理とは異なる。

なお、いずれの場合も、売主の輸出免税のため「友好商社」の手続きを踏みます。この手続きについては、次の国税庁のサイトを参照ください：
<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/11/01.htm>